

令和 8 年度北本市における障害者就労施設等からの物品等  
の調達方針

令和 8 年 3 月 3 1 日 市長決裁

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）

（ア）障がい者の雇用者数が 5 人以上

（イ）障がい者の割合が従業員の 2 0 % 以上

（ウ）雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び

精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

市の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達方針の推進

北本市契約規則（平成9年規則第11号）第19条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに障がい福祉課から各機関に対して情報提供を行うものとする。

各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

6 調達目標

令和8年度の調達目標を、次のとおり定める。

調達の目標額60万円

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。なお、政策推進部財政課と連携するものとする。